

所 属	都市建築部 建築指導課		
担当(係)名	建築指導担当	内線	3789

(款) 8 土木費	(項) 5 都市計画費	(目) (7) 建築指導費
(明細書事業名)	建築指導監督費	
	木造住宅耐震診断事業費補助金、住宅耐震補強工事費補助金	
	【建築物の耐震化の促進】	

1 事業費	【財源内訳】	【主な使途】
132,500	国庫 44,444	補助金 132,500(耐震補助)
(前年度 98,000)	一般財源 88,056	

2 事業趣旨

東海地震、東南海地震の切迫性、最近の石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震を受け、木造住宅を中心とする建築物の耐震化が喫緊の課題となっている。

平成19年3月に策定した岐阜県耐震改修促進計画においても平成27年度までに住宅の耐震化率を9割に引き上げることを目標としており、耐震診断、耐震補強工事に係る補助制度を県民が利用しやすいように見直し、耐震化の促進を図る。

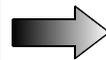
3 事業内容

(1) 木造住宅耐震診断事業費補助金(32,500)

昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を市町村が無料で実施する場合に支援する制度を創設する。耐震診断時に耐震補強の概算工事費を所有者に提示することも併せて実施し、耐震補強工事の補助件数の増加も目指す。

H19

建物所有者が耐震相談士との契約により耐震診断を実施
国・県・市町村が所有者に補助



H20

建物所有者からの要請により市町村が無料で耐震診断を実施
国・県が市町村に補助

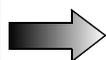
一部の市町村は、無料化は実施せず従来どおり建物所有者への補助制度を継続

(2) 住宅耐震補強工事費補助金(100,000)

上記診断補助を受け、耐震性の不足が明らかになった昭和56年5月以前に建築された木造住宅及びマンションについて、補強工事を行う場合の費用の一部を補助する。木造住宅に係る補助要件を緩和し、利用の促進を図る。

H19

・増築を伴わないこと
・倒壊の可能性が高いこと(評点が0.7未満であること)



H20

・増築を伴う場合も補助対象
・倒壊する可能性がある場合も補助対象(評点1.0未満を1.0以上かつ0.3以上上げること)

増築を伴う場合は、既存部分の1/2を超えない増築に限る。